

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法に基づく寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務で用いる寄附金管理システムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスと関係書類の外部への持ち出しを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理事業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・本事務の一部を外部事業者へ委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記 個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	長崎県に地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附金をした申告特例対象寄附者が、同法附則第7条により申請する「申告特例の求め」で提出された関係書類の受付と本人確認、それに基づくデータの作成、寄附者の住所地たる市区町村へのeL-TAXを用いた申告特例通知書の送付
③システムの名称	寄附管理システム「LedgHOME クラウド版」、eL-TAX(地方税ポータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除申告特例の申請書等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法附則第7条、第7条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号法第16条の規定に則り、マイナンバー記載の申請書が提出される際には、本人からのマイナンバー取得と、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。また、本事務では、下記の局面でマイナンバーの取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された特定個人情報のデータ化 ・マイナンバー記載のある申請書と本人確認書類の保管 ・マイナンバー記載のある申請書と本人確認書類の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	長崎県情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、委託先の事業所へ特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づく実地検査を行い、同様の対策がとられていることを定期的に確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 地方税法附則第7条、第7条の2	番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法附則第7条、第7条の2	事後	番号法等の一部を改正する法律(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	II 閾値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつ時点の係数か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価書様式変更時に併せて 時点修正
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新設された評価項目の記載	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和6年10月1日)に 伴う変更
令和6年12月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	-	新設された評価項目の記載	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和6年10月1日)に 伴う変更
令和7年12月10日	II 閾値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつ時点の係数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価書見直し照会時に時点修 正